

しぶたに学園 池田市立秦野小学校

いじめ防止・対策基本方針

令和7年4月1日

いじめ対策委員会

第1部 教職員マニュアル

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

[文部科学省「いじめ防止対策推進法」より]

2. いじめに関する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

①いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるという考えは認められない。

②いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりうる問題である。

どの学校、どの学級の児童においても、いじめはおこり得る。

また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またはその逆になることもある。

③いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観するものも多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。

児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

④いじめの様態は様々である。

いじめの行為が発見されやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

⑤いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことや、アンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振舞ったりすることもある。

さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動(自傷行為や命にかかわる重大事故)につながったりすることもある。

いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている児童にも問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。

さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることがある。

⑦いじめは、解消後も注視が必要である。

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。

また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

⑧いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。

そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

⑨いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。

家庭から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

⑩いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

II. いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「発生してから対応する(事後処理)」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方への転換が必要である。すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前前を当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動だと全職員がとらえる必要がある。
- ②いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかり定着させる。
- ④学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導しなければならない。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめの未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実

- ア. 児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障がい・国籍・疾患等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ. 児童の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ. 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
 - ・いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。
 - 例)「きもい」「うざい」「死ね」
- エ. 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ. 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における生活実態調査の結果、児童面談、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等などから実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
- カ. 学級担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

②授業中における児童指導の充実

- ア. 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- イ. 「興味・関心の持てる授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ. 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。
- エ. 教員として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

③道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動・総合的な学習の時間の充実

- ア．話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ．学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンタープログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。
- ウ．アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめに直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

※グループ・エンカウンター

リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを素直に語り合い、「心と心のキャッチボールを」通して徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。

※ピア・カウンセリング

児童同士の相談相手(ピア・カウンセラー)や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間を児童の中で作る取組。

※アサーション・トレーニング

自分の考え、欲求、気持ちなどを素直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切にしたい自己表現の訓練。

※ソーシャル・スキルトレーニング

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技術。

⑤学校行事の工夫

児童が主体的に取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

学校全体や学年・学級単位で、生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を行う。

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話、スマートフォン等を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。その際、社会資源(外部講師など)を有効に利用する。

⑨発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

自閉症、ADHD、学習障がいなどの発達障がいのある子どもに対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障がい特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

III. いじめの早期発見に向けて

(1) いじめを発見する手立て

① 教員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけ様子を伺う。

② 複数の教員の目による発見

ア. 多くの教育が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
イ. 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ. 教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③ 教育相談を通じた実態把握

ア. 児童が希望する時には面談ができる体制を整えておく。
イ. 面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

④ 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。
担任の思い込みを避けるためには、教職員間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

① 「いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、養護教諭等、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
- ・意見箱や悩み相談箱の利用(管理の徹底を約束する)。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
- ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

③ 関係機関(いじめ相談室、電話相談)へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。

- ・関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。

④ 匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して意向に添った対応を行うことを周知する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

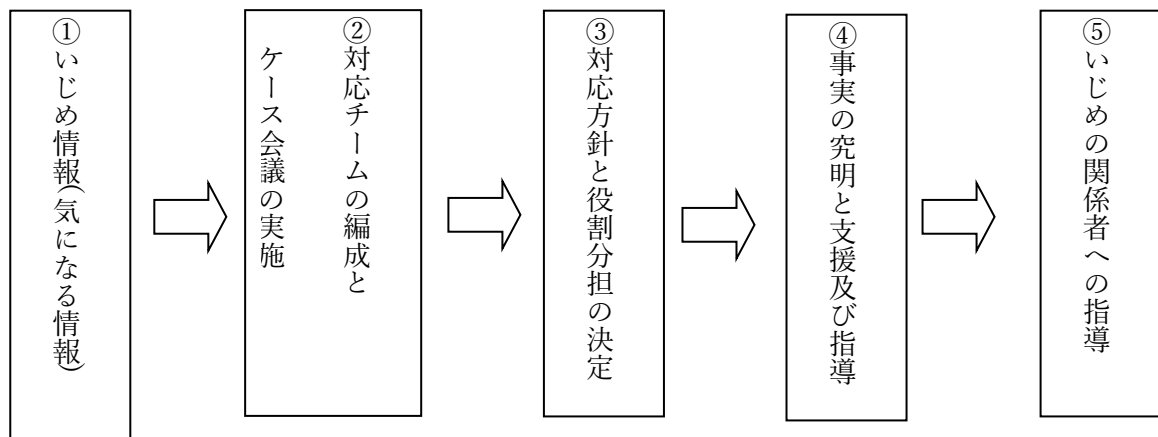
① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・PTA との相互連携
- ・地域(民生児童委員・地区福祉委員・生活指導協力委員・学校協議会等)への協力依頼

② 保護者が児童の変化が読み取れるよう「家庭における日常的な観察のポイント」など知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

IV. いじめの発見から解決まで

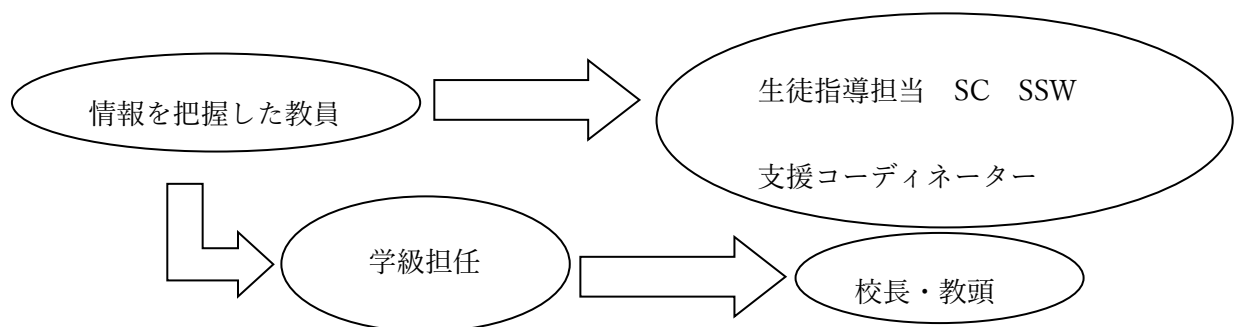
(1) 発見から指導、組織的対応の展開



① いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

情報の把握

- ・ いじめが疑われる言動を目撃
- ・ 児童や保護者からの訴え
- ・ 他の教員からの情報提供
- ・ リレー日記やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見



事実確認

- ・ 生徒指導担当・支援コーディネーターへの報告を速やかに行う。
- ・ 把握した教員一人で解決しようとするしない。
- ・ 関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

注意点

- ・ 把握した教員一人で解決しようとするしない。
- ・ 関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

② いじめ防止・対策委員会

事案について共通理解し、必要に応じて緊急対応チームを編成する。

③緊急対応チームの編成

事案に応じて柔軟にチームを編成する。

＜例＞学校内でのいじめを想定

学年 学級担任 生徒指導担当
支援コーディネーター SC SSW

④対応方針と役割分担

ア. 情報の整理(学年団)

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子(学級、部活動等)

留意点

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(聴取は2名体制が望ましいが、児童の事情も考慮する)

イ. 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当(学年団)
- ・加害者からの事情聴取と指導担当(学年団)
- ・周囲の児童と全体への指導担当(学年)
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当(担任、教頭、生徒指導担当など)

⑤事実の究明と支援及び指導の方針決定

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者、いじめを行った者に対して行い、徹底的な事実の究明を行う。

事情聴取の際の留意点

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合には、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

⑥いじめ防止・対策委員会

事案について調査報告を受け、いじめの関係者への支援・指導方針を決定する。

⑦いじめの関係者への支援と指導

ア. いじめを受けている児童への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。
- ・時間や場を確保し、じっくりと聞く体制を整え、できる限り不安を除去する。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や相談機関等の連絡先を教える。

イ. いじめを行った児童への対応

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを示し、丁寧に事実確認を行う。
 - ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
 - ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
 - ・いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
 - ・いじめを行った自らの行為の責任を自覚させ、今後の行動の仕方について考えさせる。
 - ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・児童の抱える問題や背景に目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

ウ. 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。
- ・いじめを受けた児童は、傍観や周囲にいた児童の態度をどのように感じていたか、これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを

(2) 保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝えるとともに保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝えて、保護者の理解、納得を得、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
- ・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよい成長を願っていることを伝える。

第2部 組織対応マニュアル

1. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められている。

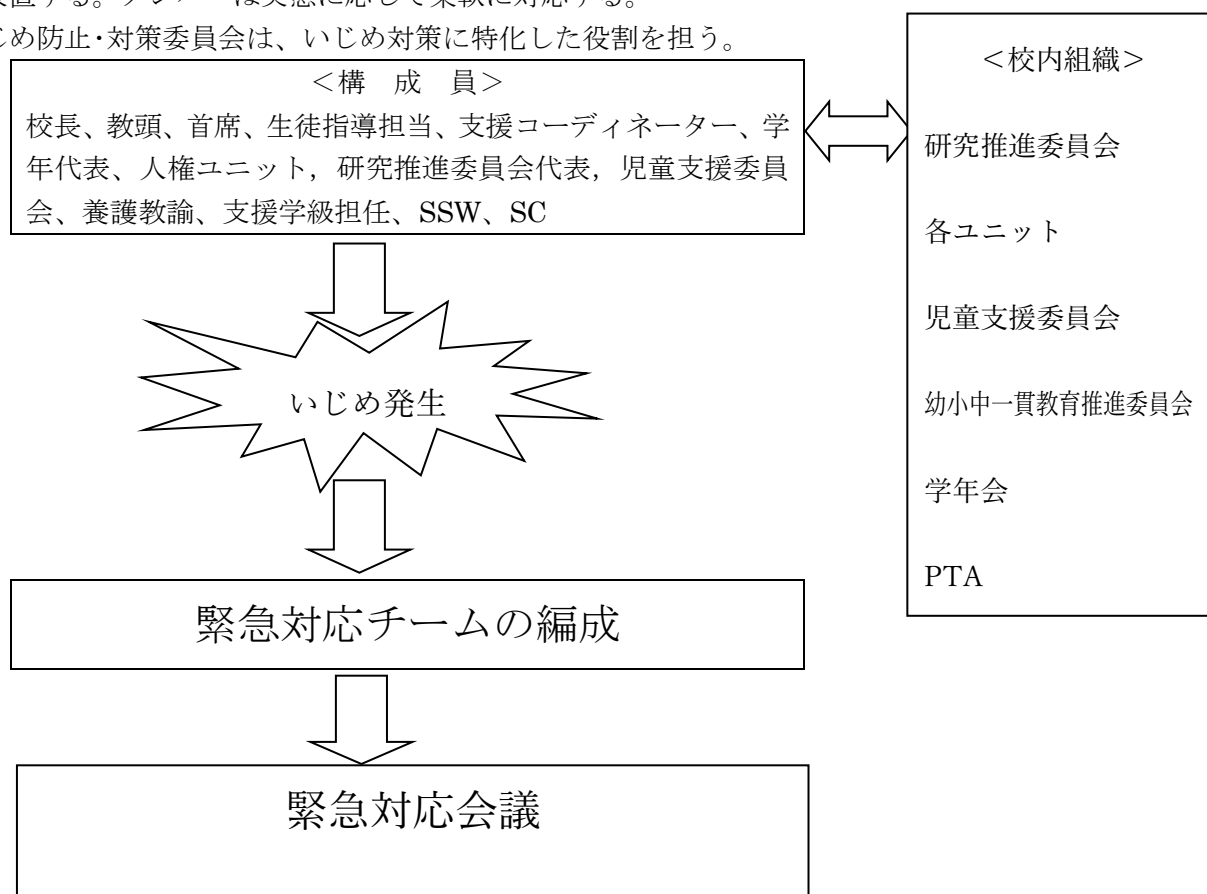
本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長を委員長とする「いじめ防止・対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施する。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1. いじめ防止・対策委員会の設置について

2.

○いじめ防止・対策委員会は、学校長が任命した教頭、首席、生徒指導担当、支援コーディネーター、学年代表、人権ユニット、研究推進委員会代表、養護教諭、支援学級担任、SSW、SCをメンバーとして設置する。メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。

○いじめ防止・対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を担う。



※事実確認のため調査班を編成する場合もある。

※事案により柔軟に編成する。

◇定例のいじめ防止・対策委員会は、学期に1回程度開催する。

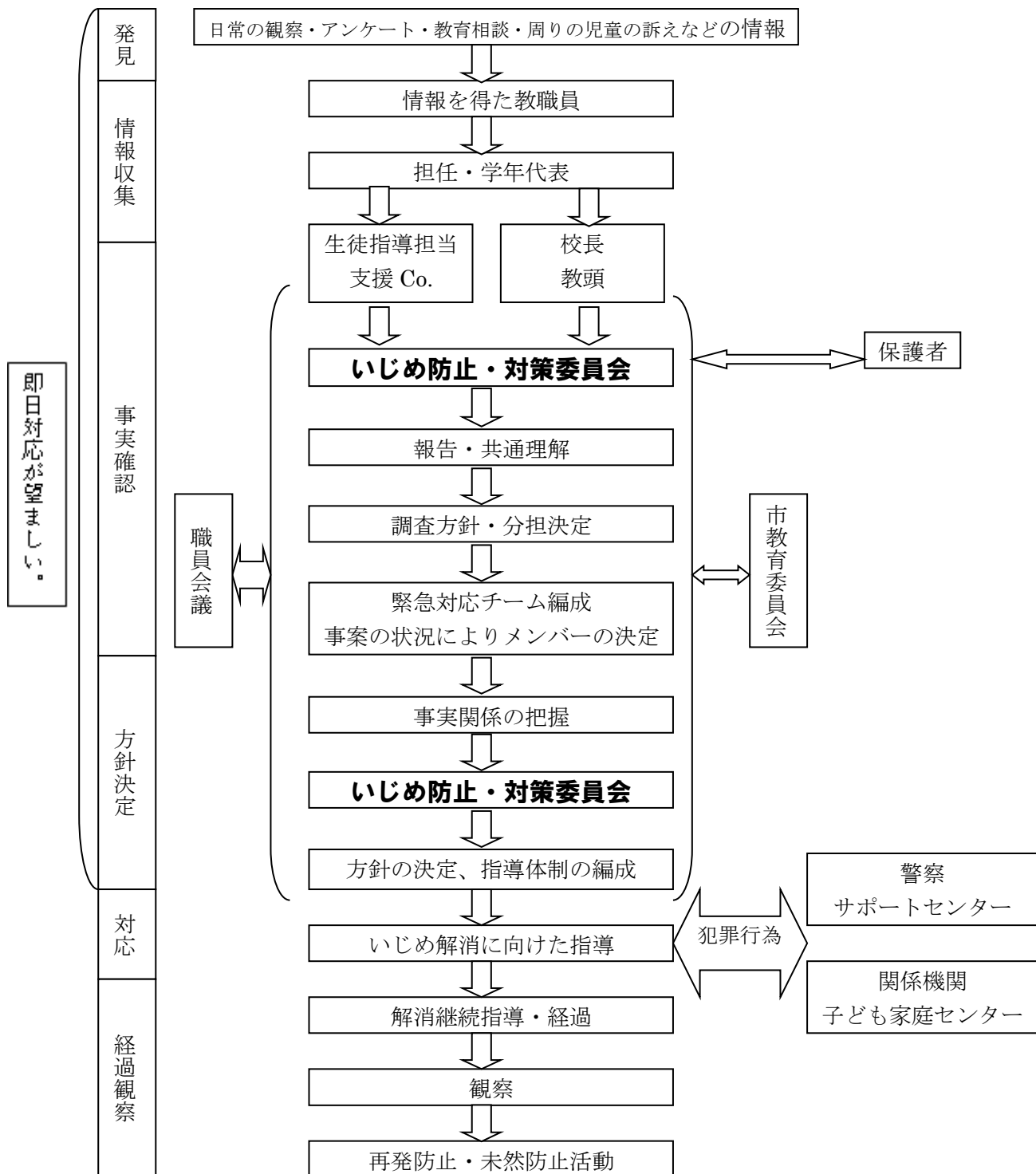
◇いじめ事案の発生時は、緊急対応チームを編成し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

◇いじめ防止・対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2. 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について

○いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

○計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、**いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得た早期のうちに対応することを基本とする。**

ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要。

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

○校長は速やかに教育委員会に報告する。

Ⅲ. 関係機関との連携

学校だけで解決困難な事案に関しては、教育委員会や警察、子ども家庭センター等との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当、支援コーディネーターなどが中心となって、日頃から学校や地域の情報についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」を行う。